

議会議案第4号

奈良市議会会議規則の一部改正について

奈良市議会会議規則の一部を次のように改正しようとする。

令和6年9月24日提出

提出者

奈良市議会 議会運営委員長

山 本 憲 宥

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則

奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」を「電子表決システム等」に改め、同条第1項中「問題を可とする者を起立させ、起立者」を「電子表決システム（議員が、問題を可とする場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すことにより表決し、その結果を議場内に表示する装置をいう。以下同じ。）により賛成のボタンを押した者」に改め、同条第2項中「議長が」を「前項の場合において議長が」に、「しがたい」を「し難い」に、「、又は」を「又は第1項若しくは前項の規定による」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 議員は、電子表決システムによる表決においては、賛成のボタン又は反対のボタンを押さなければならない。ただし、議長が表決を終了する旨の宣告をした場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、問題を否としたものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第76条中「起立」を「電子表決システム又は起立」に改める。

第124条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条第2項中「委員長が」を「第1項の場合において委員長が」に、「しがたい」を「し難い」に、「、又は」を「又は第1項若しくは前項の規定による」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、電子表決システムにより賛成のボタンを押した者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。この場合において、委員の表決については、第70条第2項の規定を準用する。

第130条中「方法」の次に「又は電子表決システム」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

電子表決システムの導入に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

規則制定改廃調書

1 名 称	奈良市議会会議規則の一部を改正する規則		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 会議における表決について、電子表決システムにより行うこととする。(第70条・第76条関係)</p> <p>2. 委員会における表決について、電子表決システムにより行うことができることとする。(第124条・第130条関係)</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・議場に電子表決システムが導入されることに伴い、表決に係る規定の改正を行う。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	議会事務局 議事調査課
備考(予算措置、意見・問題点等)			

現行	改正案
<p>2 委員長が _____ 起立者の多少を認定しがたいとき、又は _____ 委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法 _____ で表決を採らなければならない。</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、電子表決システムにより賛成のボタンを押した者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。この場合において、委員の表決については、第70条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>第1項の場合において委員長が起立者の多少を認定し難い</u> とき又は第1項若しくは前項の規定による委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法又は電子表決システムで表決を採らなければならない。</p>